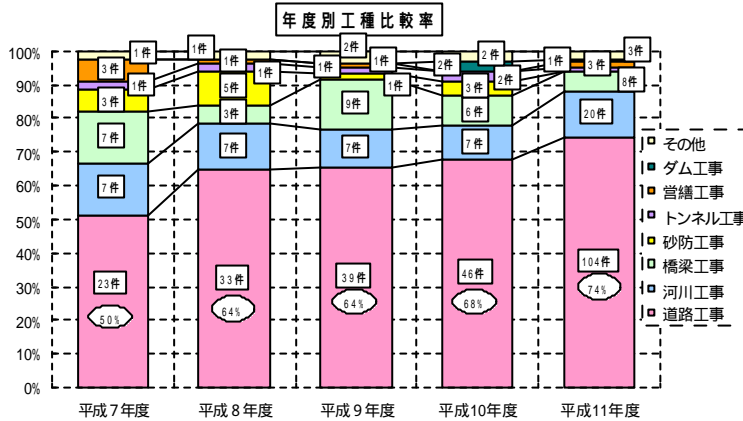




平成 1 1 年度の事故発生状況速報<その 2>

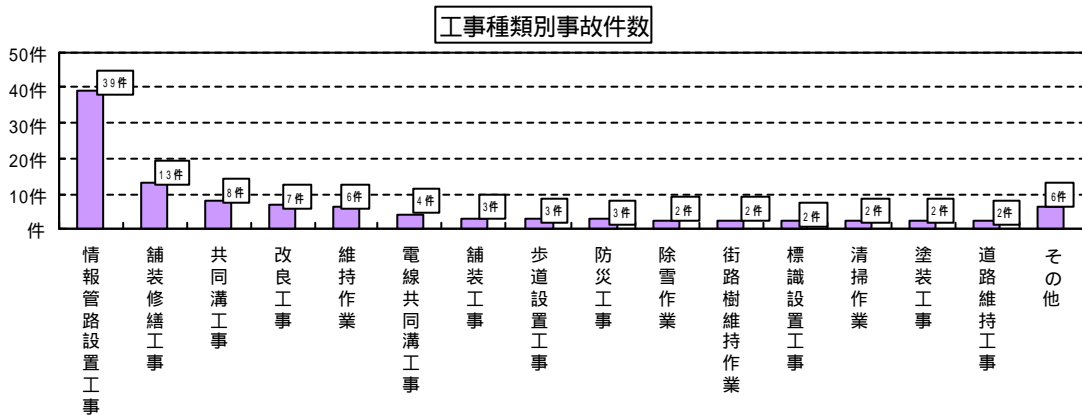
《道路工事が 7 4 % を占め、“情報管路設置工事” 関連に多い傾向！》

平成 1 1 年度の発生事故状況の速報を取りまとめましたので以下に概要を示します。

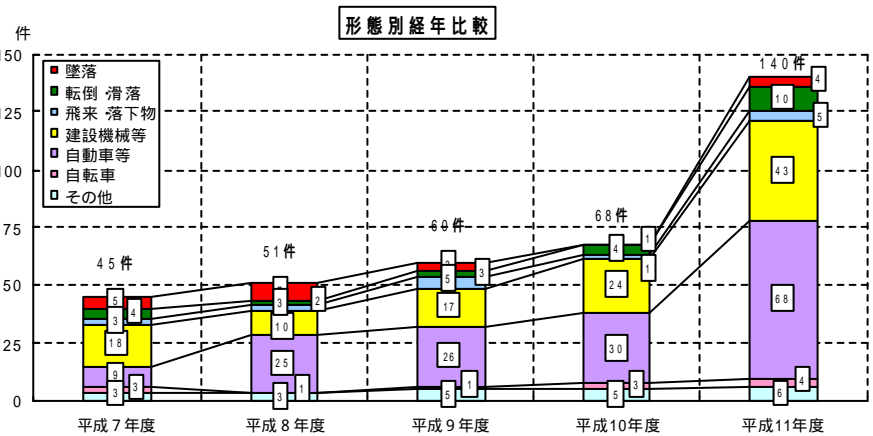


平成 1 1 年度の近畿地建管内における直轄請負工事関係の発生事故件数は、4 月号でご紹介した通り 1 4 0 件発生しましたが、発生事故を工事の種類別で見ると「道路工事」が 1 0 4 件と最も多く、全体の約 7 4 % を占める結果となり、経年変化を見ると、「道路工事」が占める割合は年々増加する傾向があります。

また、道路工事の内容を見ると、“情報管路設置工事” 関連で 3 9 件（道路工事の約 3 8 %）事故が発生しており、突出した結果となりました。次に“舗裝修繕工事” 関連が 1 3 件（同 約 1 3 %）発生しており、この二つで半数を占める結果となっています。



発生事故を形態別に見ると、現道上で一般車に関わった“自動車等”の事故が 6 8 件（全体の約 4 8 %）と最も多く発生しており、平成 8 年度以降から見ても毎年半数を占めており、平成 1 1 年度においても全体の約 4 9 % と同様の傾向を示しました。次いで、“建設機械等”が関係する事故が 4 3 件（全体の約 3 1 %）で、この 2 つの発生形態の事故を合わせると全体の約 8 割を占めています。



【舗装部会】モデル工事のアンケート調査結果発表！

アンケート結果では、車載式工事信号機が最も有効である！！

平成12年1月号（第73号）でお伝えした通り【舗装部会】では、近年、現道上における“飛び込まれ事故”が多発していることから交通規制のあり方として、新しい機器を用いた保安施設の設置を試行し、その効果を検証するためアンケート調査が実施されました。アンケート調査は、近隣の運送会社、タクシー会社、一般者等を対象に「車両停止方法」や「注意喚起施設の設置状況」等について行われ、このほどアンケート調査の結果が集計されましたので報告します。

アンケート回答者の内訳は、運送会社から21名、タクシードライバー10名、一般者から21名、建設省から8名、（社）道路建設業協会から10名など多くの皆様にご協力を頂き、交通整理員の誘導方法・服装、体感マットの設置状況、工事施工箇所の夜間照明等について貴重な意見を頂きました。

車両停止方法については以下の4タイプで試行されました。

- Aタイプ：交通整理員による停止方法
- Bタイプ：路上式工事信号機による停止方法（注意喚起として体感マットを併設）
- Cタイプ：工事中遮断機による停止方法（注意喚起として体感マットを併設）
- Dタイプ：車載式工事信号機による停止方法（注意喚起として体感マットを併設）

アンケートの集計方法としては、上記4タイプの車両停止方法について、有効であると思われる順に1位（3点）、2位（2点）、3位（1点）、4位（0点）とし、3タイプ以上通行したものを有効として集計を行ったところ、Dタイプが84点（1位の回答数21名）、Bタイプが59点（同8名）、Cタイプが53点（同4名）、Aタイプが8点（同1名）となり、工事中遮断機を用いた停止方法が有効であるとの結果が得られ、回答内容を見ると、Dタイプの車載式工事信号機は「遠くからよく見える」、Aタイプの交通整理員による停止方法は「照明等の光に溶け込み、非常に見にくい」、「合図動作が分かりにくい」等の意見が出されました。

体感マットについては、規制区間前方に設置して体感振動によって注意喚起する設備で、今回のモデル工事ではAタイプを除く3タイプで試行されました。体感マットの視認性については「見にくい」、「覚えていない」等の意見が多く、視覚に訴える効果は少ない結果となり、振動効果については「不快に思った」と回答されています。しかし、運送会社運転手の皆様の意見としては、「気が付かなかった」と回答されており、大型トラック等については、体感振動の効果はあまり認められない結果となりました。

【まとめ】

現道上の“飛び込まれ事故”におけるさらなる安全強化対策として取り組まれたモデル工事のアンケート調査結果としては、一般車に対する停止合図方法は、車載式信号機が視認性や停止合図の分かり易さで効果があるとの評価になった。また、現在一般的に実施されている交通整理員による停止方法としては、有効な誘導方法であるものの停止合図が統一されておらず不明瞭である事や照明設備・保安施設等が混在し視認性が悪いなどのご意見を頂き、第三者からの視認性の確保が重要な要素であることから今後の検討課題となりました。

4月の事故速報

（平成12年4月30日現在）

発生日時	発生場所	事故の状況
4月12日 10:20	奈良県	高架橋下部工事における、橋脚場所打杭の作業中、重機足場が悪いことから仮置きしていた式鉄板をクローラクレーンにて搬送中、旋回方向を誤りアームが横断架空線に接触、高圧線（6600V）3本のうち1本を切断した。 〔物損：高圧線1本切断（10戸が3時間停電）〕
4月15日 15:15	奈良県	堤脚保護工事において、準備工の表面はぎ作業をバックホウ（0.25m ³ 級）にて実施していたところ、バックホウ旋回時に上空にある水位流量観測所への引き込み電線を切断した。 〔物損：電線 切断〕
4月21日 14:40	兵庫県	共同溝工事において、配管材（360 L = 5.5m 6本）を荷降し中、玉掛している吊荷が静止しているにもかかわらず管と管の間が突然締め、作業員が指を挟まれ負傷した。 〔普通作業員：右人差指第一関節より切断、中指切傷〕
4月27日 13:00	京都府	地下道階段設置工事において、一般者が自転車歩道を通行中、歩道民地側に設置していた夜間照明用のゴムキャップケーブル（10mm）が歩道中央に移動していたため、自転車のタイヤが取られて転倒・負傷した。 〔第三者：顔面すり傷〕

